

令和7年4月現在

標準負担額【食費（1食あたり）、居住費（光熱水費）（1日あたり）】

負担区分		一般病床	療養病床（注1）			
			右に該当しない人	入院医療の必要性が高い人	居住費 （光熱水費）	
		食費	食費	食費		
市県民税課税世帯		510円 （注2）	510円 （注2、注3）	510円 （注3）	370円 （指定難病患者を除く）	
市 非 課 税 世 帯	区分Ⅱ	90日までの入院	240円	240円		240円
		90日を超える入院 （注4）	190円	240円		190円
	区分Ⅰ	110円	140円	110円		

注1…療養病床とは、急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療機関の病床です。

注2…指定難病患者の人は300円です。また、平成28年3月31日時点で1年以上継続して精神病床に入院していて、平成28年4月1日以降も引き続き入院している人は当分の間260円です。（今後、変更となる場合があります。）

注3…一部医療機関では、470円の場合があります

注4…区分Ⅱの期間で、過去1年以内の入院日数が90日を超えた場合、食事代は、申請により1食につき190円に減額になります。なお療養病床は190円にならない場合もあります。